

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成25年2月5日(火)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

飯島健太郎, 植田耕司, 海津祐司, 久保壽彦, 津田正慎, 森宏司, 森岡正樹, 山本博之, 湯浅浩明

(事務担当者)

泉水誠, 新見雅信, 大垣直人, 上馬場靖, 饒波岳人, 辻田修, 山下泰史

4 議事

(1) 前回委員会後の取組について

事務担当者から, 前回委員会での委員を踏まえた裁判所の取組について報告

(2) 意見交換(「大震災発生時の対応について」他)

発言要旨は, 別紙のとおり

(3) 次回の開催日程

平成25年7月2日午後2時から午後4時30分まで。

テーマは, 民事執行手続の状況についてとする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

1 地方裁判所委員会の在り方について

委員会の在り方について, 御意見や御感想があればお伺いしたい。

本委員会は, 従前, 事前に裁判所から委員に委員会の議案に関する資料が送付され, 委員会当日は DVD 等を見て意見交換をするというスタイルで行われてきた。私は, 実務家として種々の制度について知っているのですが, 一般的な市民である他の委員にとってはどうなのか, 皆さんの率直な感想をお伺いしたい。

他に特に御意見はないか。あれば後からでもよいのでお聞かせいただきたい。

2 来庁者アンケートについて

前回見せていただいたアンケートの回答の中に, 「調停はお互いの言い分を聞いてくれるはずなのに, 相手の話ばかり聞くのはおかしい。」という意見があった。調停委員は, 当事者双方に対して歩み寄りを求めることが多いが, 当事者にとっては, 調停委員が相手方にどのような話をしているかが見えないため, 相手の言い分ばかり聞いて自分にだけ歩み寄りを求めているように感じて不満に思うことは多いようである。裁判所が公平に手続を進めていたとしても, このような不満は生じる可能性があり, 全くなくすることは難しいであろうと思われる。

また, アンケートの中に, 大津地裁の別館への行き方が難しいというものがあったが, 確かにそう感じる。特に正面玄関から入ると難しく, 打ち合わせのため大津地裁で待ち合わせたときに, 依頼者が迷うことが度々ある。

アンケートの対象者と回収率はどのくらいか。

庁舎内5カ所に設置した回収箱に, 来庁者に任意に記載して投函していただいている。枚数は月に数枚程度である。

アンケートの母集団である来庁者数はどのくらいか。母集団に対する回答率によってアンケートの意味合いは変わると思う。

一日の来庁者数は集計していない。著名な事件が入っているかなどで日によって異なるが, 感覚的には一日何百人かは来庁しているのではないか。そういう意味では, アンケートは, 何か言いたいことがある人が回答する機会が多いかもしれない。

平成21年の最初のアンケートから今回の分を比べると, 好意的な意見が増えており, すばらしいことと感じる。また, そのような好意的な意見が増えることで, 裁判所で働く様々な人の価値観にも良い影響を及ぼしているのではないかと思う。

裁判所に来庁する人は, 積極的に来たいと思って来る人は少ないと思うが, その中でアンケートの回答を見ると否定的な回答は少なく, これは裁判所の努力の表れかと思う。

ただ, アンケートの回答に, 話し方が早いとか, 専門用語が多いというのが時折出てくるが, この点については意識して改善するべきではないかと思う。

折角アンケートを行っているのであれば, 例えば, それに対し裁判所がどのような方策をとっているかのPRを掲示するなどしてはどうか。そうしないと, アンケートに回

答した人に、裁判所がどう対応したのかが伝わらないのではないかと。

3 大震災発生時の対応について

(事務局，民事部，刑事部から大津地裁における取組について説明)

(久保委員から，立命館大学における防災・防火対策について説明)

各職場での防災対策について，この場で御紹介いただけないか。

検察庁では，業務の継続の必要性から，連絡態勢として緊急連絡網や非常参集態勢を構築している。庁舎自体は耐震・免震構造になっており，非常に大きな地震でなければ倒壊などはないと思うが，停電に備えた非常電源や，発電機とその燃料は確保している。

また，災害時には業務継続室が指定され，そこで必要最小限の事務を行うという態勢が組まれている。業務継続室に運び込むべき備品や資料は，すべてマニュアルで定められている。その他，防災マニュアル等も定められており，庁内で最優先して行うべき業務が定められているし，来庁者の安全確保や事件処理についてのマニュアルも作成されている。

さらに，裁判所や警察など関係機関とも非常時の対応について協議を行っている。

訓練についても，庁舎合同での避難訓練や防災訓練を行い，他にも情報伝達訓練や抜き打ちで携帯電話を利用することによる職員安否確認訓練も行っている。

備品については，飲料水や携帯ラジオ，毛布，救急用品などが用意されている。

避難場所については，職員だけでなく一般来庁者もいることから，避難経路，避難場所を各部屋の出入り口ドアに貼るなどして周知を図っている。

東日本大震災やその津波で実際に裁判所での審理が中断したケースがどれくらいあるのか，また，仙台，福島，盛岡の各裁判所は，復旧にどのくらいかかったのか，さらに，支部や簡易裁判所の被災状況はどのようなものであったのか，教えていただきたい。

被災状況については，被災規模の大小はあるが，水，電気等が使えなくなった庁が，本庁，支部，簡易裁判所含めて20から30庁あると聞いている。

復旧については，5月以降も通常業務ができない庁が数庁あったが，多くの庁は，3月下旬には支障なく事務処理できる程度に復旧したと聞いている。ただ，大船渡簡易裁判所のように，水没したため復旧に時間がかかった庁もあった。

富岡簡易裁判所のように，原発の関係で現在も閉庁しているところもある。

私は，阪神・淡路大震災の時，神戸地裁で民事の執行・保全事件を担当していた。

そのときは，刑事の身柄関係事件や，民事の保全事件など，緊急案件がまず動き始め，通常の裁判が動き始めたのは更に何箇月も先という状況であった。災害に対してどういう対策をするかは考えていかなければならないが，災害による影響は時々によって異なり，それに応じて臨機応変に対応していくことが必要であると思う。

防災については，第1次被害である地震そのもの，第2次被害である火災や津波，原発について，それぞれの場面でどのように人命の確保を行っていくのがポイントになると思う。また，職員の安全確保については図れても，災害発生時にどこに何人来ているかわからない一般来庁者の安全をどのように確保するかが大きな課題であると思う。

それから，地震の規模によっては人が生きるか死ぬかという状況の中で，業務の遂行がどこまでできるのかとも思う。

さらに、災害で庁舎が使用できなくなる場合に備えて、庁舎以外の場所を確保しておくとか、職務に関連する情報も、システムセンターなどを設けてバックアップを取っておくなど、庁舎以外の場所で業務を行うということも想定しておくべきではないか。

私は新聞社に勤めているが、新聞社は、災害が発生してもとにかく新聞を切らさず発行することが最重要となる。そこで当社では、印刷機が使いなくなったり支局が壊れるなどさまざまな事態に備えた震災対策要綱を作成し、どのような状況でも新聞が発行できるようにしている。

震災発生直後に負傷者が生じた場合、AEDの使用など対応は考えているか。

AEDについては、本庁、支部については備えられており、独立簡易裁判所及び本庁の別館にも備え付ける予定である。負傷者への対応については、当庁には職員に医師、看護師がいるが非常勤であり、不在時にどう対応すべきかは今後の課題である。

災害時に一般人が庁舎へ避難してきたとき、誰が許可をするか決まっているのか。

また、庁舎内へ避難した人のトイレの問題はどうするのか。

避難の関係については、所長を中心として、本部の方で受け入れるかどうかを検討していくことになるかと思う。受け入れた場合、裁判所の業務継続との兼ね合いをどのように図るかについては、そのときの避難の状況等から個別に検討することになると思う。

また、トイレについては、屋外でも用を足すことができるようにトイレ用のテントを購入している。また、簡易トイレも4つ備えている。

避難を受け入れるかについては、災害時に避難者を受け入れることができる庁舎のエリアをあらかじめ決めておいてはどうか。災害が発生して避難を求められてから判断するのは遅いのではないか。

裁判所としては、災害時には避難民などの受け入れを優先するのか、それとも裁判などの業務の回復を優先するのか。私は、業務の回復を優先すべきではないかと思う。

大津の場合は、合同庁舎など避難民を受け入れられそうな施設もあるので、裁判所を一般に開放する必要性があるのかと思う。

(防災訓練について)

陸前高田市の職員の話であるが、同市では、津波に備えた訓練も行っていたが、東日本大震災では、想定を超える津波が襲ったとのことであった。それを考えると、訓練は最大規模を想定して行うべきということになるが、そうすると訓練も非常に大規模となって身動きがとれなくなることになり、そのあたりの兼ね合いが難しいと感じる。

どのような訓練が効果的であるかについて御意見はないか。

訓練を3つの段階に分け、一つ目としてまず自分の身を守ること、二つ目として、第一次避難場所への避難ルートの確保、三つ目として最終避難場所をどこにするか、これらを常に考え、決めておくのがよいのではないか。第2、第3の避難場所を決めておくのもよいと思う。

(備品について)

備蓄があっても、災害時に取り出せなくなってしまうと意味がないものになる。従って、備品については、いざというときに使えるよう、保管場所・方法についても十分考える必要がある。